

## 阪神公認会計士共同事務所の構成員である公認会計士2名に対する 検査結果に基づく勧告について

平成 24 年 11 月 22 日  
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、阪神公認会計士共同事務所の構成員である公認会計士2名を検査した結果、下記のとおり、当該公認会計士の業務の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第41条の2の規定に基づき、当該公認会計士に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

### 記

阪神公認会計士共同事務所の構成員である公認会計士2名を検査した結果、以下のとおり、当該公認会計士の業務の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 当該公認会計士は、日本公認会計士協会から監査受嘱リスクの評価に係る不備を指摘される中で、監査業務の受嘱に当たっては、監査受嘱リスクを慎重かつ十分に検討する必要があることを認識し、当該リスクの評価を慎重に行う旨の改善報告書を提出している。また、当該公認会計士は、当該改善報告書の提出以降も、被監査会社と前任監査人との間の意見相違や前任監査人による意見不表明等の事実から監査リスクが高いことが想定される監査業務を決算日後又は期中において繰り返し受嘱している。しかしながら、当該公認会計士は、これらの監査業務の受嘱に際し、前任監査人に対する質問等により把握した事実から想定される監査受嘱リスクを識別していないなど、その監査業務受嘱態勢は著しく不適切かつ不十分である。
2. 当該公認会計士においては、日本公認会計士協会から監査証拠の十分性に係る不備を繰り返し指摘されているにもかかわらず、当該改善勧告等の趣旨を十分に理解しておらず、当該不備を是正するために必要な措置を適切に立案・実施していない。  
また、当該公認会計士は、売上や会計上の見積りの監査及び継続企業の前提に関する検討等において、被監査会社の主張を批判的に検討することなく、是認しているなど、監査業務の実施に当たり、職業的専門家としての正当な注意を払っておらず、懐疑心を保持していない。  
さらに、当該公認会計士は、他の監査責任者が行った監査上の判断の妥当性や監査手続の十分性及び適切性について互いに十分な検証を行っていないほか、審査を委託している外部の公認会計士に対して、実施した監査手続の内容を監査調書に基づき具体的に説明しておらず、実施した監査手続の十分性及び適切性について有効な審査を受けるための措置を講じていないなど、監査の品質を維持・向上するための態勢も確保していない。  
このようなことから、リスク・アプローチに基づく監査計画を適切に策定していないほか、売上や会計上の見積りの監査及び継続企業の前提に関する検討等の重要な監査手続において、十分かつ適切な監査証拠を入手していないなど、監査の基準に準拠した監査手続が行われていない監査業務が広範にみられる。

3. 当該公認会計士において、品質管理のシステムを適切に整備・運用することにより監査の品質を確保しようとする意識が欠けていることなどから、品質管理に関する内部規程を形式的に整えるだけで、その運用において独立性に係る年次の一斉確認を実施していないほか、実効性のある日常的監視や定期的な検証を実施していないなどの不備がみられており、当該監査事務所の品質管理体制は著しく不適切かつ不十分である。

お問い合わせ先  
公認会計士・監査審査会事務局  
審査検査室  
(代表) 03-3506-6000 (内線 2474)